

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る 修正合算番号単価及び修正番号単価の公表について

一般社団法人電気通信事業者協会（会長：高橋 誠）は、4月23日開催の支援業務諮問委員会（委員長：菅谷 実 慶應義塾大学名誉教授）の答申を受けて、本日、ユニバーサルサービスに係る修正合算番号単価及び修正番号単価を下記のとおり算定したのでお知らせします。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価の算定

ユニバーサルサービス制度に係る負担金の額の算定に用いる合算番号単価及び番号単価は、総務省告示第429号（平成18年7月31日。以下「番号告示」という。）により、毎年9月に次年度の単価を算定し、翌年の4月に電気通信番号の総数の増減を勘案して見直しを行うこととなっています。

今回、番号告示に基づき算定した結果、最終算定月が平成32年3月と予測されたことから、同告示第3条第2項の規定により修正するものです。

（2019年5月1日の新元号施行に伴い「平成32年」は「令和2年」に読み替えてください）

（参考）

- 1 最終算定月とは、当該年度に補填すべき金額を徴収額を超える月をいう。
- 2 合算番号単価は、算定規則及び番号告示に基づき、原則として、
 - ・1月番号分（4月支払分）から6月番号分（9月支払分）までは、毎年度認可する交付金の額等の認可の前提として毎年9月に算定。
 - ・7月番号分（10月支払分）から最終算定月番号分（通常は12月番号分（3月支払分））までは、毎年4月に算定。
- 3 毎年9月の算定は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定であるのに対し、毎年4月の算定は当該年度における負担金の徴収を調整するための調整的な算定であって、合算番号単価は、毎年9月の算定で年度分を確定することを基本として運用している。
- 4 番号単価は原則として算定対象年度の4月に修正するものとされており、最終算定月が算定対象年度の9月以前又は3月以降となると見込まれるときにあっては修正合算番号単価を用いるとされている。（番号告示 第3条第2項）。

2 今回算定した修正合算番号単価及び修正番号単価

（1）修正合算番号単価

1 電話番号あたり「3円／月」に修正（現在は2円／月）

(2) 修正番号単価

NTT東日本 1.70253511円
(現行 1.13533750円)

NTT西日本 1.29746489円
(現行 0.86466250円)

3 修正合算番号単価及び修正番号単価の適用時期

平成31年7月から12月までの算定対象電気通信番号に係る負担金の額の算定に適用。

(2019年5月1日の新元号施行に伴い「平成31年」は「令和元年」に読み替えてください)

以 上

【平成31年度 負担金の徴収見込み】

【単位：千円】

区分	番号単価：2円						
算定月	繰越額(1月)	2月	3月	4月	5月	6月	7月
累計額	91,812	577,771	1,065,243	1,552,842	2,040,367	2,527,122	3,013,767
徴収率	1.4%	8.8%	16.2%	23.6%	31.0%	38.4%	45.8%

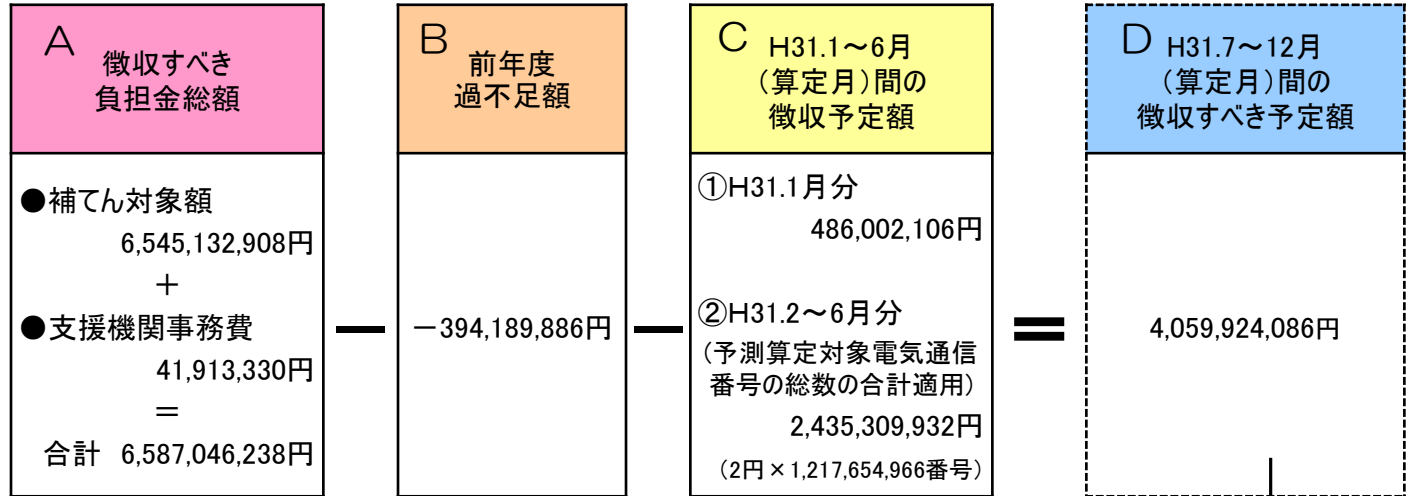
区分	番号単価：2円							
算定月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (最終算定月)
累計額	3,500,350	3,987,338	4,474,183	4,960,965	5,448,217	5,935,542	6,422,825	6,911,624
徴収率	53.1%	60.5%	67.9%	75.3%	82.7%	90.1%	97.5%	104.9%

注) 繰越額(1月)は実績数、2月以降については当該各月末の電話番号の総数に前年度各月ごとの伸び率を加えて算出した見込み額である。

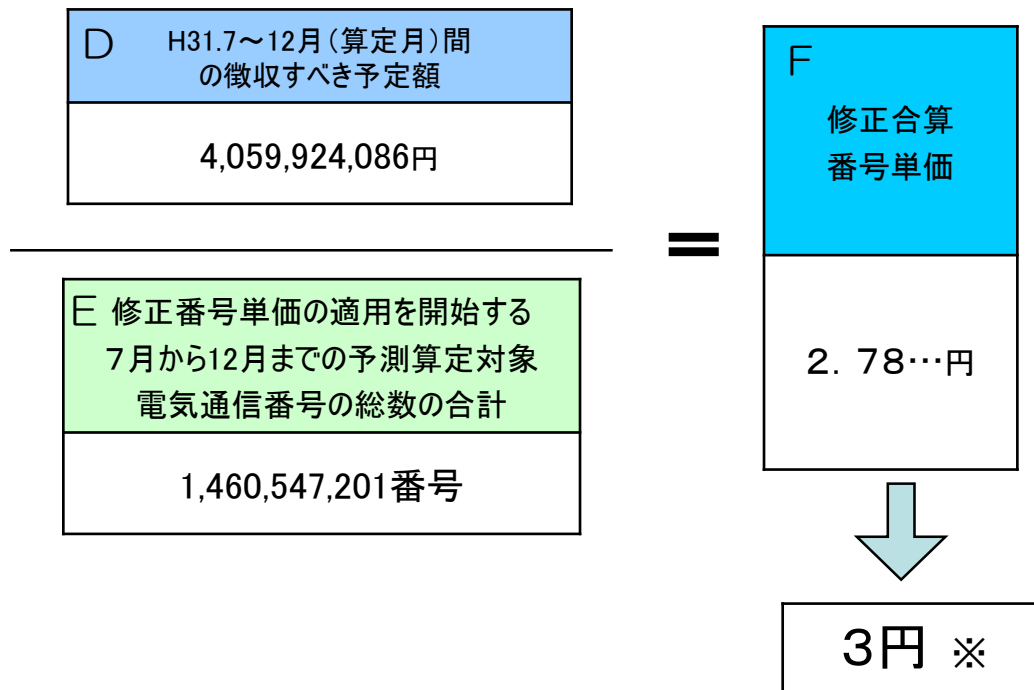
負担金の額	6,587,046
予測次年度繰越額 (累計額－負担金の額)	324,578

修正合算番号単価の算定

(1) H31.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A-B-C=D)



(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D÷E=F)



※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、整数未満を四捨五入とした

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H31.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき 負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 H31.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 H31.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,715,467,417円 + ●支援機関事務費 23,792,888円 = 合計 3,739,260,305円	- 223,131,691円	①H31.1月分 275,888,211円 ②H31.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,382,449,345円 (1.13533750円 × 1,217,654,966番号)	= 2,304,054,440円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、H31.7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F×D東÷D=NTT東日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D東 H31.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) H31.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円		2,304,054,440円		4,059,924,086円

= 1.70253511円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H31.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき負担金総額	B西 前年度過不足額	C西 H31.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H31.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,829,665,491円 + ●支援機関事務費 18,120,442円 = 合計 2,847,785,933円	- 171,058,195円	① H31.1月分 210,113,895円 ② H31.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,052,860,587円 (0.86466250円 × 1,217,654,966番号)	= 1,755,869,646円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、H31.7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。(F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D西 H31.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) H31.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円		1,755,869,646円		4,059,924,086円

= 1.29746489 円